

燃料電池自動車の導入促進事業実施要綱

(制定) 平成27年1月26日付26環エ計第353号
(改正) 平成28年1月20日付27環地環第349号
(改正) 平成29年5月29日付29環地次第52号
(改正) 平成30年3月5日付29環地次第369号
(改正) 令和2年3月19日付31環地次第612号
(改正) 令和2年6月5日付2環地次第161号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて燃料電池自動車の普及を促進するために行う「燃料電池自動車の導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、燃料電池自動車を購入する民間団体等に対し、燃料電池自動車の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）。ただし、大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。）に該当するものを除く。
- 2 燃料電池タクシー 燃料電池自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業、同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送又は国土交通省の定める自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱（以下「自動車環境補助金交付要綱」という。）第8条第1項及び別表の規定によりその他これらに準ずるものとして国土交通大臣の認定をうけたものが行う事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- 3 民間団体等 東京都内（以下「都内」という。）に事務所若しくは事業所を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）又は都内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人
- 4 リース契約 燃料電池自動車の貸主が、当該燃料電池自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車の使用料を貸主に支払う契約

- 5 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約に同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池自動車の貸付等を行う者
- 6 割賦販売 燃料電池自動車の所有者である売主が、当該燃料電池自動車の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該燃料電池自動車の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該燃料電池自動車の所有権が売主に留保されることを条件に、当該燃料電池自動車を販売すること。

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり燃料電池自動車の購入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、民間団体等又は民間団体等と2の助成金の交付対象となる燃料電池自動車（以下「助成対象自動車」という。）に係るリース契約等を締結したリース事業者とする。

2 助成対象自動車の要件

助成対象自動車は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 初度登録日（助成対象自動車が初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が平成26年12月26日から令和3年2月28日までの間である助成対象自動車（中古車を除く。）であって、初度登録日から起算して1年を超えないものであること。
- (2) 初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象の車両となっていること。
- (3) 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置及び所有者（割賦販売の場合にあつては、使用者）の住所が都内にあること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象自動車本体の購入に要する費用とする。

4 助成金額

- (1) 助成金の交付額は、3の助成対象経費に関し経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱第3条のクリーンエネルギー自動車を導入する者に対する当該クリーンエネルギー自動車の導入に要する経費の一部を助成する事業において算定される補助金額（以下「CEV補助金額」という。）の2分の1の額とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、助成対象者が燃料電池タクシーについて自動車環境補助金交付要綱第4条の規定に基づき算定される補助金額（以下「自動車環境補助金額」という。）の交付を受けた場合において、当該燃料電池タクシーに係る助成金の交付額は、CEV補助金額に（1）により算定される額を加えた額から自動車環境補助金額のうち3の

助成対象経費に対して交付された額を差し引いた額とする。ただし、助成金額の上限額は、（１）により算定される額とする。

第５ 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第４による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、１の出えん金のほか、公社に対し、第４による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第６ 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成26年度から令和２年度までとする。

第７ その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成27年１月26日付26環エ計第353号）

この要綱は、平成27年１月26日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則（平成28年１月20日付27環地環第349号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附 則（平成29年５月29日付29環地次第52号）

この要綱は、平成29年５月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年３月５日付29環地次第369号）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月19日付31環地次第612号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年６月５日付2環地次第161号）

この要綱は、令和２年６月５日から施行し、令和２年4月1日から適用する。